

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和4年6月21日		
招集の場所	吉野川市役所東館3階 会議室		
開閉会日時	開会	令和4年6月29日	午前10時00分
	閉会	令和4年6月29日	午前11時15分
出席委員	教 育 長	栗 洲 敬 司	
	委 員	熊代雄一郎	委 員 鹿児島康江
	委 員	川村徳子	委 員 栞原奈麻美
	委 員	貞野雅己	
出席職員	副 教 育 長	馬 郷 宏 治	副 教 育 長 阿 部 敏 和
	教育総務課長	小 林 義 典	生涯学習課長 近 藤 秀 樹
	学校教育課長	吉田みずほ	

議案

- (1) 吉野川市修学旅行取消料支援金支給要綱について

報告事項

- (1) 令和4年度6月議会定例会一般質問について

教育長報告

その他

- (1) 上浦小学校についての説明会について
- (2) 吉野川市英語検定料補助金交付要綱について
- (3) 第20回吉野川市リバーサイドハーフマラソンの開催について
- (4) 令和4年度全国高等学校総合体育大会について

会議の経過

栗洲教育長	<p>ただいまから、6月の吉野川市定例教育委員会を開会します。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。 それでは、協議事項に入ります。 議案(1)「吉野川市修学旅行取消料支援金支給要綱」について事務局より説明をお願いします。</p>
吉田孝教育課長	<p>資料1ページをご覧ください。 「吉野川市修学旅行取消料支援金支給要綱」について読み上げてまいります。 (趣旨) 第1条 この告示は、市立の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず修学旅行を中止した場合等に発生する修学旅行代金の取消料に相当する額を修学旅行取消料支援金として支給することについて必要な事項を定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則に定めるところによる。 (支給対象者) 第2条 支援金の支給の対象となる者は、令和4年度の修学旅行に参加を申し込んだ児童生徒の保護者であって、当該児童生徒が次の各号のいずれかに該当し、かつ、修学旅行代金の取消料の負担が生じたものとする。 (1) 児童生徒が在籍する学校の校長が新型コロナウイルス感染症の影響により中止と決定した修学旅行に参加を予定していた児童生徒</p>

(2) 児童生徒が在籍する学校の校長が新型コロナウイルス感染症の影響により、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止させた児童生徒

(支給額等)

第3条 支援金の支給額は、児童生徒1人につき、1人当たりの修学旅行代金の額に100分の20を乗じて得た額又は取消料から保険金等により補填される額を除いて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、児童にあつては8,000円を、生徒にあつては14,000円を上限とする。

2 支援金の支給は、一の年度につき児童生徒1人当たり1回を限度とする。

(支給の申請)

第4条 支援金を受けようとする保護者は、児童生徒が在籍する学校の校長を経由し、吉野川市修学旅行取消料支援金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査するとともに、取消料の支払い状況等を児童生徒が在籍する学校へ照会し、支援金を支給すべきものと認めたときは、吉野川市修学旅行取消料支援金支給決定通知書(様式第2号)により、保護者に通知するものとする。

(実績報告の特例)

第6条 前条の規定により、取消料の支払い状況及び保険金等により補填される額が確認できた保護者にあつては、規則第11条の規定による報告があつたものとみなす。

(支給の請求)

第7条 規則第13条第2項の規定により、支援金の支給を受けようとするときは、吉野川市修学旅行取消料支援金支給請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(不当利得の返還)

第8条 教育委員会は、支援金の支給を受けた後において支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があつたときは、既に支給した支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月29日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の際現に支援金の支給を受けた者については、第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

その他資料、各様式でございます。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。

委 員 5ページの受け取り口座について、郵便局はないんですか。銀行しかだめなんですか。

栗洲教育長 ゆうちよ銀行なので、銀行で大丈夫です。

委 員 分かりました。

委員	これは、初めてのことなんですか。何年かしてるんですか。
吉田敦教育課長	本年度は、2回目になります。令和3年度は行っておりませんが、令和2年度に行っております。
委員	単純に考えたら、旅行者と学校の契約のような気がするので、そこから返してもらった方が早い気がするんですが、これはあくまでも事業として返すということなんですよ。
吉田敦教育課長	はい。おっしゃるとおり、補助金の性質を考えますと、受け取る方に申請していただいてという形をとっております。
委員	分かりました。
栗洲教育長	他にございませんか。 異議なしということでよろしいでしょうか。 本案は、原案どおりで承認をされました。 それでは、報告事項にうつります。 報告事項(1)「令和4年度6月議会定例会一般質問について」事務局より説明をお願いいたします。
小林教育総務課長	資料の6ページをご覧ください。令和4年度6月議会定例会の一般質問について、質問順位1番 栗原五男議員より9番 相原一永議員までの8名から提出されました。詳細については、それぞれ担当課長よりご説明いたします。
近藤生涯学習課長	質問順位1番、栗原五男議員から 4「指定管理者制度の見直しについて」 (1)「市民プラザ、上桜スポーツグラウンド、及び鴨島公民館の状況は」とのご質問がありました。 答弁としまして、令和2年度から指定管理者制度を導入しています吉野川市民プラザ、上桜スポーツグラウンドは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、令和3年度の利用者数は、4,842人の増と利用者数を伸ばしております。 鴨島公民館におきましても、同ウイルス感染症の影響を受け、近年の利用者数は減少しておりますが、直営であった平成17年度の利用者数23,587人と比較し、指定管理者制度を導入した平成18年度から令和3年度までの16年間の期間内では、最大で平成29年の83,077人、1年当たりの平均でも約64,400人と増加させることができしております。 なお、指定管理者への今後の運営指導は、庁内組織である行財政調査研究会において、経費削減を基本とした業務内容の精査を行い、多様化する市民のニーズに、より効果的・効率的に対応したサービスが提供できるよう事業を進めてまいります。 との答弁をいたしました。 つぎに、(2)「統合運営となったアメニティーセンターの経費や利用状況は」とのご質問には、本年4月から、指定管理から直営化となり、山川公民館と統合運営となっているアメニティーセンターの経費につきましては、当初予算規模では、約600万円を超える経費削減となっております。 また、現在の当施設の利用状況でございますが、貸し館対応の他、随時の利用があるトレーニング室の運営事業も実施し、例年と変わらない規模の利用状況となっております。 との答弁をいたしました。
吉田敦教育課長	続きまして、資料10ページをご覧ください。 塩田議員より「部活動の地域移行について」質問がありました。

(1) 「部活動のあり方についてどのように捉え、成果と課題は」という質問に対して、部活動は、スポーツや文化的活動を通じて意義ある多くのことを学ぶとができる貴重な場であると考えております。現在、市内中学生の多くが参加し、大会等で活躍するとともに学級や学年を離れて様々なことを学んでおります。課題としては少子化に伴い、従来の部活動をそれぞれ維持することが難しくなっていること、教職員の長時間労働の要因となっていることが挙げられます。

と答弁いたしました。

(2) 「地域移行も含め、今後の取り組みは」という質問に対して、

部活動の地域移行については、生徒のニーズに沿った競技を、専門性のある地域の方々に指導してもらえ等メリットが多いものの、人材活用の仕組み構築等課題も多くあるため、今後とも国の動向を注視しつつ検討を重ねてまいります。

と答弁いたしました。

引き続きまして、資料12ページをご覧ください。

田村議員より、「成人年齢引き下げについて」質問がありました。

(2) 「消費者教育を含めた18歳19歳への成人教育にどのように取り組んでいくのか」という質問に対して、

本市学校教育の重点目標となっているように、各教科を中心に系統的な消費者教育の推進を行っております。本年度は加えて、徳島消費者教育人材バンクを活用した出前授業を多くの小中学校で行う予定です。特に中学校では、成年と未成年との契約に関する違い等について学習します。さらに、生徒会役員選挙の際の主権者教育、税務署から講師を招いての租税教室など18歳成年を視野に入れて取り組んでおります。

と答弁いたしました。

引き続き、田村議員より、「外国籍の子どもへの学校教育について」質問がありました。

(1) 「本市には、外国籍の小中学生は何人いるのか」という質問に対して、

5月1日現在で小学生4名、中学生2名が在籍しております。

と答弁いたしました。

(2) 「日本語力の不十分な児童生徒に対するの支援はどのようにしているのか」の質問に対して、

県の事業である「トータルサポート日本語講師派遣事業」を活用し、主に読み書きを学んでいる児童が2名おります。それ以外の児童生徒につきましては、日本語はある程度習得できており、学級担任等がゆっくり丁寧に話すなどの授業を行っています。

と答弁しました。

小林教育総務課長

続きまして、14ページ「鴨島東中学校と鴨島第一中学校の学校再編について」細井議員より質問がございました。

(1) 「生徒数・学級数の現状は」(2) 「指定校変更の状況は」の質問につきまして、

資料に記載のとおり、鴨島東中学校と鴨島第一中学校の現状について、ご説明いたしました。

この答弁に対しまして、細井議員からは、令和8年度には、鴨島東中学校に単学級が生じる見込みであり、再編計画(素案)で明記された「中学校においては単学級が見込まれる学校は、再編を検討する」とした状況が迫っている。また、上浦小学校では、指定校変更による児童の減少が進み、学校を維持することができなくなり休校となった。

そのような現状を踏まえ、「鴨島東中学校において、同様の事態になる前に、鴨島東中学校と鴨島第一中学校の学校再編について、検討していくべきでないか。」と、改めて教育長に対して、市の方針についての説明を求められました。

教育長からは、子どもたちや保護者の意見をお伺いし、学校再編計画(素案)の見直しも含め、皆様の合意形成に努めるとの答弁を行いました。以上です。

吉田学校教育課長

引き続きまして、細井議員より「災害対策について」ご質問がありました。

(1)「本市における災害時の被災者用備蓄の現状は」という質問に対して、
児童生徒が帰宅困難になった場合の一定時間の待機用として、現在の小中学校に飲料水については9校、保存食については6校、ヘルメット・防空頭巾については6校備蓄がございます。

と答弁したところ、

(2)「学校における今後の対応について」という再問がございましたので、
各校における備蓄状況にはばらつきがあることから、引き続き備蓄物資の充足に向けて取り組んで参ります。ですが、万一の場合は、緊急対応として、防災関連部局と連携を図り、最寄りの保管場所からスムーズな備蓄物資の調達に努めてまいります。

と答弁しました。

栗洲教育長 たくさんのご質問がございましたので、ちょうど半分のここで切ろうかと思えます。ご意見・ご質問があれば、ここまでの4名の方でお願いいたします。

委員 12ページの、18歳で成人になったときの消費者教育についてですが、消費者教育人材バンクを活用して、出前授業というのは、小・中学校で行うんですか。

吉田学校教育課長 そうです。

委員 その内容というのは、各学校で違いますか。それと、これは直接は関係ないのですが、18歳成人になるときの、消費行動、例えば契約の取消ができないといったことが問題になっていると思うんですが、その他にも何かそういったものがあれば教えていただきたいなと思えます。

吉田学校教育課長 小学校と中学校の内容の違いについてですが、12ページにも記載していますが、小学校では主にネットトラブル全般に関して、契約の基本的な学習、お金の使い方、例えば小学生がゲームで課金する等含めて、消費行動についての内容となっております。中学校では、もっと18歳成年を視野に入れまして、成年と未成年の契約の違い等にスポットを当てた形でお話をさせていただく予定であると聞いております。

18歳成年についての、その他の教育の内容ということですが、把握しておりますものに関しましては、主権者教育及び租税費のことについての学習です。

委員 全国的には、投資の勉強をしようみたいなことがあるようなんですが、これは18歳とは関係ないですか。

吉田学校教育課長 金融教育については、各教科の中で触れることになるかと思えます。

委員 入る可能性もあるということですね。分かりました。

栗洲教育長 徳島県では、高校で力を入れて、消費者教育を行って参ります。消費者庁が、県庁に来てたりしていたので。

他にございませんか。

委員 16ページの備蓄品の現状ですが、各学校と保護者がお金を出して備蓄している状況ですよ。

阿部副教育長 そうです。

委員 ですよ。だからこういうふうにはばらつきがあると思うんですけど、学校って大体避難場所にな

ってますよね。だから市の方で、各避難場所に水や食料を備蓄しているということで、学校で備蓄しておくということではできないのでしょうか。備蓄しているところからスムーズに動かすと言っても、それができないのが災害なので。最初から、避難場所である学校に水と食料くらいは、子どもが食べるというのではなく、避難してきた人が食べるということで、最初から学校に備蓄しておくということではできないのでしょうか。そしたら、全部の学校に置くことができますよね。

阿部副教育長 今の段階といたしましては、児童生徒に関しましては、保護者へ引き渡す間に必要な水、食料を想定しているところでございます。それで、今委員さんがおっしゃっていただいたように、その費用は保護者負担または学校でPTA等の費用から出していただくということで考えておるところでございます。

あと、ばらつきがあるということでございますので、検討をしなければいけない事柄なんですけど、例えば、新しく入ってきた1年生に、必要な飲料水や食料を段階的に揃えていくということも必要ではないかということで、これも視野には入れております。ただ、今のところ、保護者負担、PTA負担の方向で考えております。

委員 帰宅困難というのを想定して、ということですか。

阿部副教育長 そうです。

委員 帰宅困難であれば、1時間とか2時間ではなくて、2日3日っていうことも有り得ますよね。普通の小学生でなくて、地域の防災の対象者の場合。

阿部副教育長 あくまでも、保護者に引き渡す間という想定をしております。

委員 その想定が、2日のこともある。連絡がついて、迎えに来るまでの間の想定だとは思いますが、災害の方はもっとすごいことになっていると、想定外のことがあるような気がするんです。その想定をもうちょっとハードルを上げるというか、した方が。ちょっと怖いな、不安だなと思いました。

阿部副教育長 はい。

委員 PTAの方で、準備できているところはいいですが、準備できていないところについては、災害がもし今起こったときに困りますよね。できれば、避難場所なので、水と食料くらいは、想定外のことが起こったら困るので。やはり早めに準備しておく方がいいと思うので。できれば市の方で、一般の方向への備蓄ということで、学校に備蓄しておいた方が安心ができますし、もしもの時には、それを食べることができる、飲むことができると思います。また、毎年必要なものではなく、毎年お金がかかるものでもないで、備蓄しておけば何年間かはそれで持つと思うので。子どもたちの安全や安心面を考えれば、そんな大きな額ではないと思うので。是非そういう方向で進めていただけたら、安心して保護者の方も子どもを通わせることができるんじゃないかと思うのですが。

栗洲教育長 ありがとうございます。このご質問の回答というのは、全ての児童生徒への備蓄、生徒数分が完了している学校は、ということで書いております。4分の1であったり、半分であったりする学校は除いての回答でございます。また、この回答については、防災局とも情報を共有しておりますので、学校の方に備蓄品を揃えるのかということについては、防災局の方で考えていただけるのかと理解しております。

あと、阿部副教育長が申しましたように、新1年生のときに、備蓄品を保護者負担になるかどうか

か分かりませんが、揃えておいて、卒業の時にはそれを試食なり、試飲なりして、家に持ち帰るようなことを各学校にお願いしようかなと思っておるところです。

他にございませんか。

それでは、続いて、岡田光男議員からお願いします。

吉田学校教育課長

17ページをご覧ください。

岡田光男議員より「平和教育について」の質問がございました。

(1) 本市の学校教育の中でどのような理念で平和教育を進めているのかという質問に対して、本市では、平和学習は学習指導要領にある「グローバル化する国家社会に主体的に生きる平和で民主的な国家および社会の形成者に必要な資質・能力」を育むことを理念として行っております。

と答弁しました。

(2) 「本市の平和教育の現状は」という質問に対して、

小中学校社会科において、総合的な学習の時間において、修学旅行等学校行事において、その発達段階に応じた形で、体験的な活動を取り入れつつ行っています。

と答弁しました。

(3) 「学習の成果は」という質問に対して、

学習によって知識や意識が高まるのみでなく、自分の考えを持つことができるようになり、「平和の大切さを自分事として考えられるようになった」という感想も寄せられております。

と答弁いたしました。

(4) 「平和教育・平和学習の基本には憲法学習が必要だと考えるが、どのように教えているのか」という質問に対して、

小学校6年の社会科や中学校3年の社会科・公民的分野において、日本国憲法が基本的人権の尊重、および平和主義等について学習している等、児童生徒の発達段階に合わせて計画的に実施されております。

と答弁いたしました。

近藤生涯学習課長

続きまして、19ページをご覧ください。

質問順位6番、岡田晋議員から 1 「市民が望む予算の使い道について」

(2) 「旧鴨島体育館跡駐車場整備工事費を減額補正し他の事業に回してはどうか」とのご質問がありました。

答弁としまして、旧鴨島体育館は、施設の老朽化に伴い令和2年に解体をしており、解体後は碎石で整地し、1年間程度落ち着かせた後、令和3年度で駐車場整備を行う予定でした。しかし、当初設計では、工事費が75,424千円と高額になったため、安心・安全を担保した駐車場機能を確保した上で削減できるところはないか、協議を重ね、結果として、令和4年度当初予算には、13,269千円減の62,155千円を計上させていただきました。

予算をご承認いただいた現在も、工事費について節減できるところはないか、精査しているところであります。

との答弁をいたしました。以上でございます。

吉田学校教育課長

20ページをご覧ください。

近久議員より、「新型コロナウイルス感染症対策について」質問がありました。

(1) 「小中学校における今までの取り組みは」という質問に対して、

3密の回避、マスクの着用、手指消毒など基本的な感染対策の徹底を行うとともに、学びを止めないための工夫をICT活用を含め行ってまいりました。令和3年の夏休みには、市内全小中学校でタブレット端末を自宅へ持ち帰り、接続テストを行うことができ、もしもの際にも学びを継続する準備も進めております。

と答弁いたしました。

(2)「新しい生活様式における今後の取り組みは」という質問に対して、令和4年4月より県からの通知に基づき、学級閉鎖と学級再開の基準を変更いたしました。さらに、抗原検査キットを活用し、濃厚接触者となった児童生徒の自宅待機期間を短縮できることなどを保護者へお知らせするなどしております。

と答弁いたしました。

さらに、「教職員の感染対策についての理解と対応力について」再問がございましたので、毎月の校長会で必ず感染症対策について指示伝達を行っております。このことで国や県からのガイドラインの主旨を共有し、以前の内容からの変更点を確認する等、常に新しい情報に則った取り組みとなるようにしております。

と答弁いたしました。

続きまして、22ページをご覧ください。

相原議員より、「学校教育について」のご質問がございました。

(1)「HSCについて教職員のスキルアップや子どもへの関わり方について、教育委員会の見解は」という質問がございましたので、

人一倍敏感な感受性を持つ子ども、HSCに対してだけでなく、教員が一人一人に寄り添い、子どもの良い行動に焦点を当てて伸ばしていく「ポジティブな行動支援」について、すべての学校において取り組んでいるところですが、HSCについて特化した研修については、現在十分に行っておりません。

と答弁いたしました。

再問として、(1)「HSCを含む多様な児童生徒に対する支援についての今後の研修のあり方について」という質問がございましたので、

特別な支援を必要とする児童生徒を中心に、適切な指導のあり方を求めるとともに、HSCについても学校で支援体制の整備等について依頼をすることとしております。加えて、6月の「教職員指導力・人間力向上研修」において、教職員に対する啓発を行い、教職員の理解を図って参ります。

と答弁いたしました。

(2)「HSCと疑われる児童生徒を含めた支援が必要な場合、学校内で協議を行うことについて」のご質問がございましたので、

学校においては、常に児童生徒の様子を観察し、教員間で共有し、その子にあった指導を行い、さらに定期的に「気になる児童生徒のための気づきシート」等を用いて、学級担任等が丁寧に見取りを行っております。その結果、校内での支援委員会において指導のあり方について協議や共通理解を行っております。

と答弁いたしました。

(3)「専門機関との連携について」のご質問がございましたので、

市の巡回相談員、SCへの相談、県総合教育センターからの指導助言を受ける機会を設けております。

と答弁いたしました。

同じく、相原議員より、「医療的ケア児支援法施行に伴う市の取り組みについて」質問がございました。23ページです。

(1)「学校における現状と課題について」という質問がございましたので、

医療的ケア児の受け入れにあたっては、保護者への丁寧な聞き取り、学校での学習や活動について説明を複数回行っております。学校においては、医療行為が行えないため、医療機関の指導を受けてマニュアルを作成し、支援体制を整える必要がございます。

と答弁いたしました。

(2)「今後の取り組みについて」という質問がございましたので、

必要に応じて特別支援学級の設置を県に申請したり、必要な機器を購入したり、人的物的両面で

支援が行えるよう努めてまいります。
と答弁いたしました。以上です。

栗洲教育長 後半の、議員質疑について、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。

委員 HSCの把握はされてるんですか。各学校の。

阿部副教育長 直接的には把握しては無いんですが、HSCにつきまして、5人に1人くらいの割合でいるというふうに言われておりますので、学校においても相当の人数が該当するものと思っております。

委員 学校内で先生方が、どの子がHSCである等の情報を共有されてるということですか。

阿部副教育長 今のところは、共有まではできてないんですが、5人に1人くらいいますということで、非常に敏感なお子さんがいるということを先生方にも知っていただいて、しっかり対応できるようにという周知・研修を行うといった方向で考えております。

委員 保護者の方は、ご存じなんですか。自分の子どもがそうだって。

阿部副教育長 HSCの考え方につきましては、4、5年くらい前から言われ出したようなこともございまして、あまり保護者の方も知らないような状況でございます。まずはしっかり、教員の方で共有して、そして保護者の方へ広めていく必要があるかと考えております。

委員 医学的に証明されているようなものなんですか。

阿部副教育長 そこまでではないです。特性のひとつというような捉え方です。

委員 その接し方や共有も難しいのではないかと思うんですが。

阿部副教育長 本市といたしましては、今まで子供一人一人に寄り添って、特徴に合った指導をしていましたので、そのとおりこれからも続けていくということでございます。

委員 分かりました。

委員 新型コロナウイルス感染症対策として、3蜜回避やマスクの着用があると思うんですが、反対に夏になってきて、熱中症対策として運動時等なるべくマスクをしないように指導して欲しいといった話が文科省の方からもあったようですが。現状としては、先生はそれを強要できないし、という問題が出てくると思いますが、そこはどのようなふうにされるのですか。各学校にお任せということなんですか。

阿部副教育長 仰るとおり、文科省の方から、夏場は熱中症対策ということで、マスクを外しましょうという通知もございました。それを受けまして、実は昨日、リーフレットを作らせていただいて、各学校に配布をしたところでございます。内容としては、熱中症対策でマスクを外す例として、体育の運動時または登下校中の話をしない・距離を取るという条件でマスクを外しましょう。その他にも、一人で読書する時や鬼ごっこ遊び等、そういった時にもマスクを外すといった具体例を示しまして、それぞれの学校でも、熱中症は命に関わる重大な問題だという課題のもと、同一歩調でしっかり指導ができるように、リーフレットを配布しておるというところでございます。

委員 今年の夏は暑いので大変だなあとと思います。

阿部副教育長 はい。特に心配をしております。

栗洲教育長 先月の校長会で、今阿部が申し上げたとおり、文科省の方からも具体的な対応をとという話がありました。コロナ対策と熱中症対策の優先順位は、熱中症対策を優先するよという事で、各校長には明言しております。それと、小学生は自分でなかなか判断できないので、先生が「外しなさい」と指示をしてくださいと、6月の校長会で資料をもとに説明をさせていただいております。

あとは、1枚版のリーフレットで、こういう状態の時は外しましょう、マスクを推奨します、という内容を一目で分かるようなリーフレットを作成したということでございます。

委員 学校訪問の時に、すごく気になったので。マスクして運動場で走ってるというのが。もうひとつですが、医ケアの児童について。法律が去年施行されて、阿波市の方でも、一人通ってるお子さんがおいでるんですが、通常級に通ってるんですね。吉野川市では、そういった希望者はいないんですか。就学前の子供さんで。

栗洲教育長 就学前の子供さんは、教育委員会では分かりません。

委員 そうなんですか。

栗洲教育長 小学生以上でないと。

委員 阿波市では、昔からずっと訴えてたので、把握はしてたのですが。吉野川市では、そういった話は聞かないなと思って。おいでるのかなと思って、お聞きしたんですが。

栗洲教育長 数字は把握しております。

委員 通常級で大変だなと思って。

吉田学校教育課長 学級に関しましては、就学支援委員会がありますので、そこで状況によって他のお子さんと同じように協議されています。

委員 やっぱり多様性というのも、ものすごく難しくて。素晴らしい言葉ですが、反対に医療的に薬を飲み分けたりということに使われたり。昔だったら、性格の違うお子さんを学校で預かっているという印象だったんですけど、あまりカテゴリー分けすると反対に切なくなってくるんです。そのところを踏まえながら、対応していただけたらと。そのカテゴリーに入ったら入れるとかではなくて、個々の子どもさんがそれぞれ違うということで。100人いれば100人違うっていう、のんびりした昔風のゆったりとした感じで。知識を得るというよりは、人権的な感覚を、教育者としての感覚を養っていただけたら有り難いかなと思います。

栗洲教育長 他にございませんか。

委員 20ページの近久議員の質問に対しての答弁なんですが、令和3年度の夏休みに、各学校で小中学校へタブレットの自宅への持ち帰りを実施しました、とあります。去年それを実施されて、色々課題も見えてきたと思うんですけど、その課題はどんなものがあったのか。そして、また今度いつ何が起こるか分かりませんので、持ち帰らせて色々と練習もしておかなければならないと思うん

ですが、令和4年度はどういうふうにされるのか教えてください。

阿部副教育長 持ち帰らせての課題でございますが、やはり全ての家庭でWi-Fi環境が整っていないというところが、まずはひとつ大きな課題かなと考えております。それに対しましては、市の方で貸し出しをしておりますので、それに対応するというところでございます。

あと、ふたつめの課題としましては、教職員のスキル、例えば学校で子ども達に資料を送るということでもスキルが必要ですので、そういった研修をしっかりとする必要があるという点でございます。それを受けまして、今後も持ち帰りの機会を増やしまして、資料を送ってみたり、家で繋いでみたりする機会を取りまして、先生方や子ども達のスキルを上げるために、平時から準備をしておくというところでございます。

栗洲教育長 あと、回線の容量ですね。

阿部副教育長 はい、回線の容量でございますが、通信をスムーズにできるようにということで、1回線を4回線に増やしまして、回線の幅を広げたというところでございます。これによって、遅延なく通信ができるということを期待しております。

栗洲教育長 何月からですかね。回線が増えるのは。

吉田学校教育課長 7月末から工事の予定をしております、8月末には拡張した回線と計画しております。

委員 先日の学校訪問でも、ある学級で予定していたことができなくて、急遽別のことをやっていた学級もありましたよね。そういったことが解消できるということですか。

栗洲教育長 解消できるだろうということですね。4回線に増やして駄目なら、また考えないといけないなと思っています。

委員 学校現場ってしなくてはいけないことが山のようにあるので、大変なことだとは思いますが。色んな先生方と話していたら、一端コロナが収まりかけているから、これは置いておいて、というような雰囲気を感じる場所もあるんですけど。今後は、子ども達にICTの技術を身につけさせて、先生方もレベルアップしていく方向にいくんでしょうか。

阿部副教育長 そうですね。ICTの活用は、文房具のように使うということが目標ということでございますので、先生方も子ども達もスキルをしっかりと上げていくことをこれからもやっていきます。

あと、回線に関しまして、先ほど4回線と申し上げましたが、5回線増やします。

栗洲教育長 5回線増やして、全部で6回線になるということですね。

委員 今年の夏休みも持って帰らせるんですか。

栗洲教育長 学校の判断かなと思います。去年度については、市教委の方から持って帰らせて、実際に試してみることを依頼しましたけれど。

委員 学校と一緒にパソコンを購入したいと思えば、購入できるんですか。持ち帰らせてもらえないのであれば家でさせてあげたい、と思えば購入できるものなんでしょうか。

吉田学校教育課長	同じものを購入することや、中に入っているアプリケーションを同じものをインストールするというになると、ちょっと難しい部分があるのではないかと思います。在庫等については、学校教育課としては、現状把握しておりません。
阿部副教育長	同じものを購入したとしても、ネットワークに入っていくということもございますので、その辺りも問題かなと思います。
委員	ありがとうございます。
栗洲教育長	<p>それでは、教育長報告にうつらせていただきます。</p> <p>5月29日と6月12日に、上浦小学校の今後についてということで、説明会をしております。後で担当から説明いたします。それと、7月20日に終業式の予定でございます。</p> <p>それでは、その他にうつらせていただきます。</p> <p>その他（1）「上浦小学校についての説明会について」事務局より説明をお願いします。</p>
小林教育総務課長	<p>上浦小学校説明会の開催結果についてご報告いたします。</p> <p>5月29日（日）10時より、上浦小学校体育館において、上浦小学校区の、0歳から12歳の児童の保護者と上浦地区の自治会の方を対象として、27名の方にご参加いただきました。</p> <p>また、6月12日（日）10時50分からは、牛島小学校体育館において、牛島小学校PTAの本部役員さんと牛島小学校に通学している上浦地区の保護者を対象に29名にご参加いただき、併せて2回開催いたしました。説明会には、市長、教育長、各学校長をはじめ教育委員会の担当者により説明を行ってまいりました。</p> <p>それでは、26ページをご覧ください。説明会で配布した資料を添付しております。</p> <p>資料には、近年の上浦小学校の児童数の推移と、中段は、児童の通学先、上浦地区に住民登録のある就学児童は、53名います。その53名の通学先を示しており、38名が牛島小学校に指定校変更をされています。下段の表は、牛島小学校の牛島校区と上浦校区の児童数の将来予測を表しております。</p> <p>具体的な説明会の内容についてですが、資料の最上段、1年生の行を見ていただきますと、令和元年から令和4年度まで記載がなく空白です。実際、平成30年度も新入生の受け入れはなく、5年連続で新入生がいない状況です。現在、5年生1名、6年生3名、計4名が在籍している状況で、この現状を踏まえまして、上浦地区の児童の健全な教育環境整備を第一と考え、上浦小学校を令和5年度以降存続させることは難しいと判断したため、休校方針とすることをお伝えしました。</p> <p>この休校方針とすることにつきましては、大きな反対意見はございませんでした。</p> <p>続きまして、説明会での主な質疑の内容について、ご説明いたします。</p> <p>まず、「上浦小学校施設の利活用」について、「校舎や旧幼稚園舎には、空調や備蓄スペース等が整備されているため、避難所機能として活用してほしい。」「体育館は、慢性的に雨漏りしているが、避難所として指定されているので修繕してほしい。」といった要望がありました。現状、休校方針をお示したところであり、利活用方法は、まだ何も決まっておらず、今後の検討課題とする旨、回答いたしました。また、大規模改修については、各学校からも様々要望がありますので、予算の範囲内で今後、検討させていただく旨ご説明いたしました。</p> <p>続いて、「学校再編について」もご意見がございました。「上浦小学校の休校の状況を見ると、鴨島東中学校についても、上浦小学校と同様の事態となる前に、学校再編を再検討していただきたい。」との意見がございました。学校再編について、平成26年に学校再編計画（素案）を公表いたしました。鴨島東部地区（第1期計画）の学校再編については、全く進んでおりません。この第1期計画は、概ね10年をめぐり、計画の進捗や児童生徒数の推移を勘案しながら、第2期計画を策定することとしており、令和5年度に再編計画の見直し時期を迎えることとなります。今後、児童生</p>

徒数の推移に注視して、児童生徒の皆さん、保護者の皆様のご意見も伺いながら、再編計画の見直しを進めることとしている旨ご説明いたしました。

また、「休校に伴う通学支援として、スクールバスの運行はしていただけるのか。」とのご質問がございました。通学支援については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で、小学校の通学距離は概ね4キロメートル以内が適正であるとされておりますが、吉野川市学校再編計画（素案）による「小学校の通学方法」では、おおむね2キロメートル以内と定めておまして、これを超える場合には、通学支援を検討することとしています。上浦小学校区については、牛島小学校から半径2キロメートル以内に入っており、学校再編計画（素案）の通学支援検討の条件には該当せず、平地で勾配も少ないことから、現在のところ、スクールバスの運行は考えていないとご説明いたしました。

以上のように、2回の説明会を経て、保護者の皆様、上浦地区の方々に休校の方針についてお伝えし、ご理解を得られたと考えております。

今後の方針といたしまして、令和5年4月からは、上浦小学校区は、正式に牛島小学校区となりますので、新学期の運用に向けて準備を進めてまいります。上浦地区の児童の通学方法については、牛島小学校を中心として、子ども会と協議していくこととなりますが、牛島小学校の通学方法については、原則、集団登校とされており、今後、学校と保護者との調整が必要となります。教育委員会といたしましても、通学路の点検を行うなど、児童が安心安全に通学できるよう適切な支援を行いたいと考えております。

最後に、具体的な施設の利活用方法については、現時点では決まっておりませんが、現在、川田小学校や川田西小学校等の既存の閉校施設では、法人等に貸し付ける等、利活用を進めており、今後、法人や地域の方々から利用の希望があれば相談に応じていきたいと考えております。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等ございますか。

委員 来年度、小学校6年生で一人残るのは、市外の方なんですよね。その方は、どうなるのかなと思っ。どうされる予定なんですか。

吉田学校教育課長 今のところ、お住まいの地区の学校の方に通われると伺っております。まだ1年ございますので、確定ということではございませんが、今のところ家から近い学校に通われるということでございます。

委員 理由があつて、吉野川市の学校に通われていると思いますが、その理由は解消されているのでしょうか。

栗洲教育長 次に転校される学校で、もしもそういう状況が生じたときは、といった話は教育委員会間でできています。

委員 分かりました。

栗洲教育長 他にございませんか。
それでは、その他（2）でございます。

（2）「吉野川市英語検定料補助金交付要綱について」事務局より説明をお願いします。

吉田学校教育課長 5月の定例教育委員会において、「吉野川市英語検定料補助金交付要綱について」ご説明いたしました。その際に、川村委員さんより「申し込んだけれど、英検が受検ができなかった生徒につい

て補助するんですか」というご質問をいただきました。「受けなければ、補助しない。」と回答させていただいたんですけど、認識違いでございまして、英語検定を受けられなかった子どもに対しても補助金を交付いたします。これは、申請の流れが変更になる以前も以後も同じという形でございました。訂正してお詫びいたします。以上でございます。

栗洲教育長 病気等の不可抗力でどうしても受けられなかったといった、欠席の内容にもよるかなと思いますが。
その他(3)「第20回吉野川市リバーサイドハーフマラソンの開催について」事務局より説明をお願いします。

近藤生涯学習課長 (3)「第20回吉野川市リバーサイドハーフマラソンの開催について」ご説明させていただきます。特に資料はございませんので、ご報告のみとさせていただきます。
昨年6月30日の定例教育委員会で、開催延期との報告をさせていただきました「第20回吉野川市リバーサイドハーフマラソン」につきましては、本年5月30日(月)、大会の実行委員会を開催致しました。
実行委員会では、新規の新型コロナウイルス感染者数が減少してきたことや、ワクチン接種も進んだこと、また、最近のスポーツ大会等の開催状況によりまして、十分な感染対策を講じれば、リバーサイドハーフマラソンを開催することは可能ではないかとの結論に至り、来年、令和5年2月26日(日)に大会を開催するとの決定をいたしました。今後におきましては、感染状況を注視しつつ、状況が悪化の場合には中止することも視野に入れまして、万全の体制で、参加される選手の皆様をお迎えし、大会開催出来るよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等ございますか。
その他(4)「令和4年度全国高等学校総合体育大会」について、説明をお願いします。

近藤生涯学習課長 「令和4年度全国高等学校総合体育大会について」ご説明させていただきます。
お配りさせていただいております別添資料をご覧ください。
まず、最初に資料の訂正箇所がございます。7ページ、右上、7月26日から28日の曜日が間違っておりますので訂正いただきたいと思います。26日は火曜日、27日は水曜日、28日は木曜日です。訂正をお願いいたします。
それでは、別添資料1ページへお戻りください。
①バドミントン競技 本市、日本フネン市民プラザ開催分、
7月23日(土)、14時より開会式から始まり、最終日、7月28日(木)個人対抗ダブルス、シングルス準決勝から決勝、個人対抗表彰式、14時から予定の閉会式まで、この表にある内容にて開催いたします。次に2ページ、3ページは、バドミントン競技の実施要項を抜粋しております。3ページでは他会場のとくぎんトモニアリーナ、アミノバリューホール、ソイジョイ武道館の日程も掲載しておりますので、ご高覧下さい。
それでは、1ページにお戻りください。中段、イ. バドミントン競技練習会場としまして、川島高校、鴨島小学校をお願いしております。次に、ウ. 駐車場は、日本フネン市民プラザ、市役所及び関係機関等、ご覧の場所となっております。多くの来場者が見込まれるため、(株)ハッピー、ザ・ビック、みくらや会館の民間の方にもご協力をお願いしております。
バドミントン競技の組合せにつきましては、今週末の7月2日(土)に抽選会が行われ、対戦校、対戦相手が決定されます。
次に、②サッカー競技、本市、ヨコタ上桜スポーツグラウンド開催分、
7月24日(日)、25日(月)は男子予選が開催されます。26日(火)、27日(水)は、女子予選が

開催されます。

4ページをご覧ください。7月24日(日)の日程覧、下から3行目、本市会場での、サッカー競技は、大分代表大分鶴崎高校、対、東京①代表帝京高校の試合から始まります。本市以外の徳島市、鳴門市、板野町、阿南市各会場の組合せにつきましては、男子が5ページ、女子が6ページのとおりとなっておりますので、ご高覧下さい。

次に、本年1月26日(水)に開催されました、総合教育会議におきまして、委員からいただきました「本市児童生徒が、このような大きな大会で高いレベルの競技を観戦したり、触れ合えるのはまたとない機会なので、なんらかの形で実現出来ればありがたい。具体的には、夏期休業中の登校日を観戦に当てるなど、子ども達が観戦できるような配慮をしていただきたい。」という、ご質問に関しまして、全国高校総体、本市実行委員会から県実行委員会や高体連に要望しまして、7月26日(火)男子、個人対抗ダブルス、1回戦から準々決勝までの試合観戦が可能となりました。資料7ページをご覧ください。日本フネンアリーナの2階平面図、中央の下部、印をつけております。地元中学生観客席としまして、40席を確保いたしました。

現在、市内各中学校に観戦希望の取りまとめを行っている状況でございます。その希望人数によりまして、各中学校ごとにタイムスケジュールを組み、観戦いただくよう計画をしております。観戦いただく子ども達には、全国トップレベルのプレーを体全体で感じていただき、今後の部活動、また、学生生活に役立てていただきたいと考えます。

同じく、総合教育会議におきまして、委員からいただきました「会場で地域の物産販売を子ども達に手伝ってもらう事は、また、学校と地域で取り組んでいる郷土芸能の披露は。」というご質問に関しましては、大会スケジュールの都合や予算面、また、子どもの安全性を確保した新型コロナウイルス感染症対策が困難等との理由によりまして、実現が不可能となりました。

長くなりましたが、最後に、徳島県で開催される6種目の競技用ポスターに採用された最優秀賞を獲得した絵を基に作成された、県の実行委員会で作成致しましたファイルを委員の皆様方にお配りしておりますので、ご活用いただきたいと思います。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等ございますか。

委員 ありがとうございます。

栗洲教育長 それでは、「7月定例教育委員会の開催日時について」お願いいたします。

小林教育総務課長 次回の定例会ですが、7月29日(金)午前10時からの開催とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

栗洲教育長 よろしいでしょうか。

それでは、7月29日(金)午前10時からの開催とさせていただきます。
以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。